函 総 行 令和4年(2022年)2月8日

函館市役所職員労働組合執行委員長 鎌田 保 様

函館市長 工 藤 壽 樹

給与制度の見直しに係る提案について

このことについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いいたします。なお、本提案に伴い、昨年10月12日付け提案した人事・給与制度の見直しのうち、現在継続協議中である「1 令和3年人事院勧告(令和3年8月10日勧告)に基づく給与制度の見直し」については、提案を取り下げることといたします。

人事・給与制度の見直しについて

1 令和3年人事院勧告(令和3年8月10日勧告)に基づく給与制度の見直し …令和4年第1回定例会提案予定

提案内容	実施予定 時期	改正を 要する例規	
(1) 常勤職員の給与改定	令和4年	一般職の職員の給	
 ・期末手当の支給月数引下げ 6月および12月の期末手当の支給月数をそれぞれ 0.075月分(再任用職員は0.05月分)引下げ ※期末・勤勉手当:年4.45月分→4.3月分 (再任用職員は年2.35月分→2.25月分) ・令和3年人事院勧告に基づく同年12月期末手当の引下げ相当額は、令和4年6月に支給する期末手当の額から減額する。(再任用職員含む。) 	6月1日	与に関する条例	
(2) 会計年度任用職員の給与改定	令和4年	函館市会計年度任	
 ・常勤職員の改定に準じ、期末手当の支給月数引下げ 6月および12月の期末手当の支給月数をそれぞれ 0.075月分引下げ ※期末手当:年2.55月分→年2.4月分 	6月1日 用職員の給与及 よび費用弁償に する条例		

1 令和3年人事院勧告(令和3年8月10日勧告)に基づく給与制度の見直し

(1) 常勤職員の給与改定等

- ア 期末手当の支給月数引下げ
 - (ア) 6月および 12月の期末手当の支給月数を、それぞれ \triangle 0.075月分(再任用職員 は \triangle 0.05月分)とする。

[再任用職員以外の職員]

※()は特定管理職員

		6月期末	6月勤勉	12月期末	12月勤勉	年間計	増減
令和3年度	改定前	1.275	0.95	1. 275	0.95	4. 45	左 ^ 0 15
		(1.075)	(1.15)	(1.075)	(1.15)		
令和4年度	改定後	1. 20	0.95	1. 20	0.95	4.2	年△0.15
		(1.00)	(1.15)	(1.00)	(1.15)	4. 3	

[再任用職員]

		6月期末	6月勤勉	12月期末	12月勤勉	年間計	増減
令和3年度	改定前	0. 725	0.45	0. 725	0.45	2. 35	左
令和4年度	改定後	0. 675	0.45	0. 675	0.45	2. 25	年△0.1

- (イ) 令和3年12月期末手当として支給された額の0.15月分(再任用職員は0.1月分)に相当する額(以下「調整額」という。)を,令和4年6月に支給される期末手当の額から減ずる。なお,調整額が令和4年6月の期末手当の額を上回る場合は,期末手当は支給しない。
 - ※ 令和3年12月の期末手当が支給されなかったものおよび令和4年6月の期末手当が支給されないものは減額措置の対象外。(新規採用職員および令和3年度退職者は対象外となる。)

[調整額]

令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分に応じ、以下の割合を乗じることにより算出する。

- a 再任用職員以外の職員
 - ・特定管理職員以外の職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 15/127.5
 - 特定管理職員 ・・・・・・・・・・・・・・・ 15/107.5
- b 再任用職員 ····· 10/72.5

イ 実施時期

令和4年6月1日

(2) 会計年度任用職員の給与改定

ア 期末手当の支給月数引下げ

年間支給月数 を2.55月→2.4月(6・12月期 各1.2月)

イ 実施時期

令和4年6月1日